

回 覧												

【重要】指定ごみ袋の欠品に伴う緊急措置（市販の透明・半透明袋による排出許可）について

緊急措置として、一時的に市販の透明・半透明袋でのゴミ出しを下記のとおり可能といたします。

1 緊急措置の期間

**令和 8 年 6 月 22 日（月曜日）から
令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）まで**

※7月21日（火曜日）の収集分からは、通常の「指定ごみ袋のみ回収」の運用に戻ります。

2 期間中のごみ出しについて

○すでに「指定ごみ袋」をお持ちの方は、通常どおりお使いいただけます。

○指定ごみ袋が手に入らない（在庫がない方）

市販の袋を使用される場合は、以下のルールを必ず遵守してください。

・袋の種類：中身が確認できる「**透明**」または「**半透明**」のポリ袋（**20L～45L**に限ります）

・記入のお願い：袋の目立つ場所に、マジック等で必ず【**行政区**】【**氏名**】を大きく記入してください。

・袋は必ず結んでください。黒い袋や色付きで中身が見えない袋は絶対に不可です。

・ルールを守られていない袋は回収できません。

○ごみの出し方については、ごみ出しカレンダーどおりです。

○東部環境センターへの持込みも同様となります。

皆様のご協力をお願いいたします。

電話 0968-85-3183 玉東町役場 町民生活課